

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、専決処分する。

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和5年3月31日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第19条第1項第2号及び第3号の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。